

金 銭 消 費 貸 借 契 約 書

収入印紙

貸主〇〇〇〇（以下「甲」という。）と借主〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり金銭消費貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

契約の要項

貸付金額	
交付の方法	
利率	
返済方法	
返済口座	
遅延損害金	

第1条（金銭消費貸借）

甲は、乙に対し、契約の要項に記載する貸付金額（以下「本件貸付金」という。）を貸し付けることを約し、乙はこれを借り受け、本契約の定めに従って返済することを約する。

第2条（交付）

甲は、契約の要項に記載する方法により本件貸付金を乙に交付する。振込みによる場合は、乙の預金口座に入金された時に交付があったものとする。

2 乙は、本件貸付金を受け取るまでは、本契約を解除することができる。この場合において、甲がその解除によって損害を受けたときは、乙はその損害を賠償する。

第3条（利息）

乙は、本件貸付金の交付を受けた日から、元金の残高に対し契約の要項に記載する利率による利息を支払う。利息は、各返済期日に、前回の返済期日（初回は交付を受けた日）から当該返済期日までの期間について日割計算して支払う。

第4条（返済）

乙は、本件貸付金を契約の要項に記載する返済方法により、甲の返済口座に振り込んで返済する。返済期日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日を返済期日とする。

第5条（期限前の返済）

乙は、あらかじめ甲に通知したうえで、本件貸付金の全部又は一部を期限前に返済することができる。この場合の利息は、返済した日までの日割計算とする。

第6条（期限の利益の喪失）

乙について次のいずれかの事由が生じたときは、乙は、甲からの通知又は催告がなくても当然に期限の利益を失い、直ちに本契約に基づく債務の全額を支払う。

- （1）破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続の申立てがあったとき
- （2）差押え、仮差押え又は強制執行を受けたとき
- （3）支払を停止したとき

2 乙が次のいずれかに該当し、甲が相当の期間を定めて書面で催告したにもかかわらず、その期間内に是正しないときは、乙は、甲の請求により期限の利益を失う。

- （1）元金又は利息の支払を怠ったとき
- （2）その他本契約の定めに違反したとき

第7条（遅延損害金）

乙が本契約に基づく金銭の支払を遅滞したときは、支払期日の翌日から支払済みまで、遅滞した金額に対し契約の要項に記載する割合による遅延損害金を支払う。

第8条（弁済の充当）

乙の弁済が本契約に基づく債務の全額を消滅させるのに足りないときは、費用、遅延損害金、利息、元金の順に充当する。

第9条（届出事項の変更）

甲及び乙は、住所、氏名、連絡先又は返済口座を変更したときは、直ちに相手方に書面で通知する。

第10条（費用の負担）

本契約書に貼る収入印紙その他本契約の締結に要する費用は、甲及び乙が各自保有する契約書の分をそれぞれ負担する。

第11条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、〇〇地方裁判所又は〇〇簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

第12条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠実に協議して解決する。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲（貸主） 住所 _____
氏名 _____ (印)

乙（借主） 住所 _____
氏名 _____ (印)